

スウェーデンの大学における就学費保障：  
中央就学支援委員会(略称：CSN)による  
就学支援金支給事業の概要

橋本義郎\*

**Financial Support for University Students in Sweden:  
An introduction to the Central Study Support Committee  
service programs**

Yoshiro Hashimoto\*

**Abstract**

Almost all of schools and universities in Sweden, both public and private, charge students little or no educational fees. As a condition of receiving financial support from the national government, they may receive only small sums from students for the purchase of learning materials for individual use and are not allowed to charge for tuition. In addition to this indirect support, there is a direct financial support system for helping students at various educational levels, including university. The article introduces this system, focusing on its function of supporting students, and discusses its characteristics. There seems to be a shared value-system, transcending political standpoints, which helps people accept the idea of using public funds to meet ordinary human needs such as financial support for students.

**はじめに**

スウェーデンの大学の授業料は無料である。それに加えて、すべての学生に履修単位に応じた就学支援給付金(フルタイム学生の場合、4週間に付き2492クローナ(約4万円)、特別基準をみたと5812クローナ(約9万3000円)、返済不要)が支給される。さらに、これを補完するための就学支援貸付金の制度がスウェーデンにはある。そのおかげで経済的理由により学校・大学での就学を断念しなければならないスウェーデン人はいない。つまり、スウェーデンは「無償教育」(1966年の国連総会で採択された国際人権規約[A規約の13条]もその漸進的導入を規定)と「就学生活についての経済的支援」によって、就学において経済的理由で差別されない権利を国民に保障しているのである。私立学校についても学校教育法(Skollag, SFS 1985:1100)において、国による補助金を受けている場合

---

\*はしもと よしろう：大阪国際大学人間科学部教授(2006.12.15受理)

は「補助金でカバーされている児童・生徒の授業料を無償にしなければならない」（同法第9章第7条第1項）とし、さらに、現代の教育ではあたりまえとされている教科書、筆記用具、文具と、学校給食とを無償で提供しなければならないことも規定している。<sup>1</sup> 大学・大学院などの高等教育研究機関で民間のものは、財団が運営するヤェンシッピン大学など3箇所あるが、いずれの機関においても授業料は無料である。<sup>2</sup>

これに対して日本は、「無償教育の漸進的な導入」を規定する国際人権規約を1979年に批准しているにもかかわらず、学校・大学における「無償教育」のための不可欠条件である「授業料の無料化」すら、実現させていない。それに輪をかけ、国際人権規約の5年に1度の定期報告書を、高等教育の無償化などについて国連から指摘されたことへの対応がまとめきれていないため、2006年6月末の期限までに提出していない。<sup>3</sup>

こうしたなか、就学についての経済的不平等をなくし、本人や家族の経済状況にかかわらず、すべての人が「教育への権利」を平等に享受できる社会をめざして、自らできることをするのは、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと勤めている国際社会において名誉ある地位をしめたい」（日本国憲法〔前文〕）日本国民の責務であると筆者は考える。

本稿の目的は、教育における経済的な差別状況をほとんど解消しているという意味で「ほぼ完璧」な、スウェーデンの国による就学費保障制度と、その運用機関であるCSNの事業の概要について、大学レベルでの現状に焦点をあてて紹介し、すべての人間の権利（人権）としての「教育への権利」の実現をめざす筆者なりの一步をすすめることである。

執筆の順序は次の通り。

- 1 CSNとは何か
- 2 就学支援金の支給額と支給対象者
- 3 就学支援金の支給申請と支給決定および支給方法について
- 4 追加支給
- 5 傷病と機能障害<sup>4</sup>についての考慮と就学支援金支給の調整
- 6 就学休暇制度と就学支援金の支給
- 7 CSNによる就学支援金支給の対象者についての資格制限
- 8 服役中の受刑者への就学支援金支給
- 9 外国人と移民・難民への対応
- 10 貸付金の返済

なお、スウェーデンの国による就学費保障制度は、小学校から大学・大学院にいたるまでのあらゆる段階での就学を対象とするものである。そこで、高等学校（gymnasium）や日本の小中学校に相当する基礎学校（grundskola）など、大学以外の教育課程についての紹介も、大学についての理解に必要な範囲でおこなう。CSNの事業内容の説明は、CSN（2006aおよび2006b）とCSN職員による解説ならびに就学支援金支給制度を利用する学生からの聞き取りをもとにしている。

また、2006年9月に全国統一選挙があり、政権交替がおきたため、2007年にはCSN関

連の事業内容が一部変更される見込みである。本稿での紹介対象は2006年の現状を基本とするが、変更予定の事項で大学における就学費保障に直接関係するものについては関連事項の説明にあわせて言及する。

## 1 CSNとは何か

CSN (Centrala Studiestödsnämnden) は、学校・大学などにおける就学についての経済的支援と就学中の居住備品購入金の貸付に関する事業を管轄する国の機関で、設立は1964年である。<sup>5</sup>ちなみにスウェーデンではじめて就学支援金が支給されたのは1919年のことである。<sup>6</sup>

以下、CSN (2006a)『就学支援ガイド (Studiemedelsguiden 2006)』を主たるテキストとして、CSNの組織・運営の概要と、大学生を対象とした就学支援サービス事業について書く。

なお、年度ごとの社会経済状況の評価と事業の見直しによる修正と調整が継続的におこなわれているので、就学支援給付金の給付額や就学支援貸付金の利息、各種支援金の種別と対象などは年によってちがっている場合がある。本稿では、2006年8月から2007年にかけての年度の現況紹介を軸にする。

### CSNの役割と事業

CSNが展開する事業は次の4種に大別できる。

- ① 大学・高等学校・成人教育学校・職業教育学校・民衆大学など公共教育機関としての資格を有するさまざまな学校・大学で就学する、すべての学生が対象の経済的支援サービス（就学支援給付金と就学支援貸付金の支給）に関する事業。成人教育学校には、基礎学校（日本の小中学校に相当）と基礎学校就学準備のレベルの教育を必要とする成人が対象の教育課程ももうけられている。
- ② 就学支援貸付金の返還に関する事業。
- ③ 難民その他の外国籍の市民に対する居住備品購入金貸付（家財道具など居住に必要な物品購入のための資金貸付）に関する事業。

### 組織・利用者と問い合わせの仕方

CSNの職員数は約1000人で、全国に14の事務所がある。スウェーデン国民である学生全員と一定の基準をみたす外国人（スウェーデン国民の配偶者や同棲相手・難民認定を受けた人など）が返済不要の就学支援給付金（2006年から2007年の学年に大学でフルタイム就学する場合、月額2492クローナ、約4万円、特別基準をみたす場合には5812クローナ〈約9万3000円〉）と就学支援貸付金の申請・受給手続きのためにCSNを利用する。2006年8月現在の就学支援貸付の利用者（受給者と返済者）の総数は約140万人で、就学支援給付金や就学支援貸付金を受給する学生数は年に約50万人である。CSNのサービス利用経路は、ホームページ閲覧とEメール・電話・来所の4つである。

## 基本方針

CSNは次の方針をかかげて事業を展開している。

- ◎ 教育政策の一環として各種の支援をおこなう。
- ◎ 個人の状況と必要に適切に対応した支援をし、本人の経済的・社会的・地理的条件に左右されることなく、小学校から大学・大学院までのすべての教育段階において、すべての市民に教育機会の平等を保障すること。
- ◎ すべての市民の教育レベルを向上させることにより、社会全体の経済状況に好影響をもたらすこと。
- ◎ 理解しやすく利用しやすい制度づくりをすること。
- ◎ 柔軟性と耐久性のあるサービスを提供すること。
- ◎ 生徒・学生の最善の利益のためにおこなうこと。
- ◎ 全国同レベルのサービスを保障すること。
- ◎ 就学中の生活費もまかなえるようにすること。
- ◎ すべての規則を平等適用すること。
- ◎ 同一就学条件の学生には同一の額を支給すること。
- ◎ 貸付金の返済の前提は返済者が経済的ゆとりをもって安心して生活できる状況にあることで、それを欠いている場合には返済を求めない。

## 2 就学支援金の支給額と支給対象者

就学支援金には返済不要の就学支援給付金と返済義務のある就学支援貸付金の2種類がある。給付金には、すべての学生に一律基準で支給する一般給付金と特別基準をみたす者を対象とする高額給付金の2種類がある。しかし、一学生が受給する就学支援金（給付金+貸付金）の合計額は、すべての学生について図表1の通り同一である。学生が学生にふさわしい一定基準以上の良質な生活、いかえれば「学生ミニマム」の生活をいとなむのに必要な資金は基本的には同額という考えから、こうした仕組みになっている。

高額給付（全支給額の82%にあたる額が返済不要の給付）の対象となるのは、25歳以上で、教育段階別に設定された一定の条件をみたした者である。たとえば大学レベルでは、

図表1 就学支援金支給額（適用年度：2006-2007学年度）

		1週あたり支給額	4週あたり支給額
〔一般給付対象学生〕			
一般給付金	34.50%	623クローナ	2492クローナ
貸付金		1191	4746
支給合計		1814	7256
〔高額給付対象学生〕			
高額給付金	82%	1453	5812
貸付金		361	1444
支給合計		1814	7256

障害児に対する特別支援教育の教員養成課程での就学など、国が特に奨励するものについて高額支給がなされる。<sup>7</sup>

### 年齢による貸付制限と追加貸付

就学支援貸付については以下の年齢制限と追加貸付がある。

- ◎ 就学する本人が20歳以上であること。
- ◎ 25歳以上で高等学校以下の教育を受ける者には、25歳未満の者の場合より高水準の就学支援給付金を支給するとともに追加貸付の利用も可能にする。
- ◎ 45歳以上については年齢に対応する貸付金額の上限がある。労働可能年齢のあいだに返済可能な額内にとどめるため。
- ◎ 54歳までをローン利用可能年齢とする。ただし個々の事情により、55歳以上であってもローン利用が認められる場合がある。

[年齢別規定の詳細についてはCSN（2006a：6頁）を参照。]

### 社会経済状況と個人状況による修正

貸付金の利率や返済計画は、社会経済状況や個人状況によって修正される場合がある。しかし、基本方針（「基本方針」の項を参照）に反する変更は許されない。

### 教育課程別の就学支援金支給の対象期間

成人（20歳以上）が就学する場合に就学支援金支給を受けることができる。ただし大学生など、高等教育機関で就学する者については20歳未満であっても支給される。その対象となる就学期間についての上限が、教育課程別に設定されている。特別な事情があると認められない限り、この制限をこえる支給はなされない。高等学校で就学中の16歳から19歳までの生徒についての就学支援給付金（《就学手当》と呼ばれるもので、16歳から18歳の場合は親に支給、19歳の場合は本人に支給）もあるが、これについては割愛する。

- |  |      |
|--|------|
| ◎ 大学・その他の高等教育機関のレベル                                  | 240週 |
| ◎ 高等学校のレベル   |      |
| ◇ 3年間の高等学校教育をすでに受けている場合                              | 80週  |
| ◇ その他の場合   | 120週 |
| ◎ 義務教育学校（9年制基礎学校）のレベル                                |      |
| ◇ 義務教育学校またはそれと同等の教育をすでに受けている場合                       | 40週  |
| ◇ 義務教育学校レベルの教育を欠いている場合                               | 80週  |
| ◇ 義務教育学校での就学の前提となる最も基礎的な知識・技術（スウェーデン語の初歩など）の習得が必要な場合 | 100週 |

### 国外留学する学生への支給

国外の大学などへ留学する学生に対しても就学支援金が支給される。条件は13週間以上の期間就学することだけで、それ以外については国内の場合と基本的に同じである。留学先の大学が授業料などの学費を徴収する場合は、徴収額相当分の貸付金を利用することができる。

## 3 就学支援金の支給申請と支給決定および支給方法について

### 支給申請の時期と支給対象期間

支給申請はいつでもでき、申請時からさかのぼって4週間からが、支給対象期間となる。給付金（返済不要）の支給は、1回の申請と決定で最長52週間分まで認められる。

### 就学結果についての審査

申請のたびにそれまでの就学結果についての審査がおこなわれる。審査基準は直近の支給期間の結果について、次のように設定されている。ただし特別な理由があると認められた場合は、この限りではない。

- ◎ 高等学校レベル：欠点科目の総単位数が200単位以下であること。
- ◎ 大学などの高等教育機関レベル：履修単位の75%以上を修得するか、または欠点科目の総単位数が10単位以下であること。
- ◎ その他：申請時に提出する就学計画にしたがっていること。

### 不服申し立て

支給決定についての不服申し立ては、就学支援申し立て審査委員会（Överklagandenämnden för studiestöd）に対しておこなう。貸付金返済の決定についてはレーン裁判所（länsrätt。《レーン》は国の行政区で地域としては県にほぼ相当する）に対しておこなう。

### 就学支援金の支給方法

支給対象月の前月の25日に1ヶ月分を支給する。通常、一回の支給額（給付金+貸付金）は4週間分の7256クローナである。学期の始めと終わりに調整額が入り支給額が上下する。支援金受給に先立ち、就学証明を提出する義務がある。

## 4 追加支給

一定の条件をみたす者に対して、給付金や貸付金の追加支給がなされる。

### 児童養育中の親への追加給付

子どもを養育しつつ就学する親に対しては、就学支援給付金の追加給付金の支給がなされる。支給期間は、就学開始時から、子どもが18歳の誕生日をふくむ半年（1月から6月または7月から12月まで）の終わりまでである。対象となる子ども数と、親自身の就学状況によって支給額がきまる。たとえばフルタイム学生の場合、子どもが1人であれば週に

スウェーデンの大学における就学費保障：中央就学支援委員会（略称：CSN）による就学支援金支給事業の概要

119クローナ、2人であれば194クローナ、3人だと233クローナ、4人になると272クローナ支給される [詳細についてはCSN（2006a: 19）を参照]。

### 収入額に基づく追加貸付

就学開始直前の12ヶ月間の収入が16万4755クローナ以上あった者は、週393クローナの追加貸付を受けることができる。就学後も、それまでの生活水準をある程度維持し、除々に一般学生水準に適用していくための方策で、対象期間は120週間である。収入以外の条件は25歳以上であること。

### 特別費用に対する追加貸付

就学形態や専攻科目などの特別な事情により必要となる就学費用についての追加貸付がある。一般的には次の費用に対する追加貸付が認められている。

- ◎ 音楽教員または音楽演奏者になるために就学する場合の楽器購入費。
- ◎ 通信教育課程で就学し、スクーリングなどのために自宅以外の宿舍を必要とする場合の宿舍費。
- ◎ 通学と研究のための旅費。
- ◎ 留学先の外国の大学が授業料を徴収する場合の授業料。

### 収入額に基づく支給制限

学生の収入が一定額をこえた場合には、就学支援金（給付金と貸付金）の支給制限がなされる。半年間の就学期間（20週間）中の収入が4万9625クローナ以内である場合は、制限が一切ない。この限度額をこえる場合は、超過額に応じた支給金の減額がなされる [詳細についてはCSN（2006a: 20-21）を参照]。

## 5 傷病と機能障害についての考慮と就学支援金支給の調整

就学者本人やその近親者の傷病や機能障害を考慮した、就学支援金支給の調整がなされる。自身の傷病治療や、子どもその他の近親者の看護と世話などのために就学を中断する期間にも、一定の限度内で就学支援金が支給される。

### [学生自身が傷病などで治療や療養を要する場合]

学生が国内で就学している場合は、まず社会保険事務所（Försäkringskassan）に傷病についての通知をする義務がある。この通知により社会保険事務所が就学困難状況にあるか否かの審査をする。国外にいる場合はCSNが審査をする。審査によって認定され、就学を中断する期間は、社会保険制度による給付金の支給を受けることになる。就学支援金の貸付部分は、30日間の待機期間をへて受給を撤回することができる。

認定された就学中断期間は、就学支援金支給申請時に設定された就学支援金支給期間には含まれない。いいかえれば、全体として認定された中断期間分が延長されて支給されることになる。

**〔学生自身が機能障害をもつ場合〕**

視覚障害・聴覚障害・難読症などの機能障害をもつ学生で、通常のペースでの単位取得が困難な者については、個々の状況についての審査にもとづいた支援金支給期間の延長などの調整が可能である。延長期間は、医師の審査と、それについての学校や大学の意見をもとにCSNが決定する。

**〔子どもの看護や特別な世話をする場合〕**

子どもの看護や特別な世話については、通常、次の条件のいずれかをみたす場合に1人につき年に18週まで、就学を中断しても継続して就学支援金が支給される。

- ◎ 子どもが傷病や感染により治療・療養を要する。
- ◎ 子どもを普段世話している者が、傷病や感染のために世話ができない状態にある。
- ◎ 子どもが予防のために小児科に通院している。
- ◎ 子どもを普段世話している者が、別の子どもの通院に付き添うことになり、かつ、普段の世話の対象である子どもの年齢が12歳未満（特別な事情があるときは16歳未満）である。

12歳以上16歳未満の子どもの場合は、1人につき年に9週までが対象期間となる。条件は、傷病や機能障害・知的発達障害などをもつ子どもで看護や特別な世話が必要なことである。

16歳以上21歳未満で、機能障害者支援サービス法 [Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade (1993:387)] 第1条が規定する機能障害者で、傷病や感染の状態にある場合も、1人につき年に9週まで認められる。21歳になってからも養護学校への通学を継続している機能障害者の場合は、23歳になるまで同様に年に9週まで認められる。

18歳未満の子どもの深刻な傷病のために生命の危機に瀕している場合は、無制限に認められる。

子どもの出産時に父親がとる1週間の休暇期間も対象期間となる。この期間は、上記の「看護や特別な世話」のための18週とは別枠勘定である。母親も出産直前まで就学していて、1週間の休暇をとり、その直後から就学を再開した場合は同様の扱いになる。<sup>8</sup>

子どもの看護や特別な世話のために就学を中断したと認定された期間は、就学支援金支給申請時に設定された支給期間には含まれない。

**〔子ども以外の近親者の看護や特別な世話をする場合〕**

子ども以外の近親者の看護や特別な世話で就学を中断する場合、一般の傷病については1人につき年に9週まで就学支援金の支給対象期間になる。エイズ感染の場合は、年に34週まで認められる。

子どもの看護や特別な世話のために就学を中断したと認定された期間は、就学支援金支給申請時に設定された支給期間には含まれない。



## 6 就学休暇制度と就学支援金の支給

スウェーデンには《自由年》の制度があり、1年間就労を休止し、自由に好きなことをすることを権利として保障している。自由年のあいだの給与はない。この自由年と就学費保障の制度を併用して大学などで就学することができる。これは、被雇用労働者を含むすべての市民が、個人の自由選択によって、職業上の地位の保全についての心配なく、一定期間就学できるようにしているという点において、就学費保障の制度と連動して「教育への権利」を生涯保障（時系的普遍保障）するためのものである。この制度により、たとえば会社員が1年間勤務を休止し、大学で就学した後に会社にもどった場合、休暇をとる以前と同じ職業上の地位をもって就労を再開することができる。

しかし、この制度は2007年からなくなる見通しである。2006年9月（本論文執筆中）に実施された全国統一選挙の結果、社会民主労働党政権から穏健党を中心とした連立政権への政権交替がおり、新政権が同制度の廃止を決定したためである。<sup>9</sup>

## 7 CSNによる就学支援金支給の対象者についての資格制限

次のいずれかに該当する場合は、CSNによる就学支援金支給の全部または一部について、その対象外となる。

- ◎ 就学期間が、国内については3週間以内、国外については13週間以内である場合。
- ◎ ハーフタイム未満（履修単位数がフルタイム就学の半分未満）の場合。
- ◎ 企業・政府機関などの派遣により、本業の職務として就学する者で、派遣元が費用支給している場合。
- ◎ 就学手当の対象生徒（16歳から19歳までの高等学校生。16歳から18歳の場合は親に支給、19歳の場合は本人に支給）
- ◎ 兵役にある者。
- ◎ 労働市場政策としての雇用促進のための教育・研修支援事業における支援を受けている者。
- ◎ リハビリテーションのための補償金を受給している者。
- ◎ 就労しながら博士課程に在籍する学生。
- ◎ 博士課程学生を対象とした教育手当を受給している者。
- ◎ 一定額以上の収入のある者。育児手当など、控除対象収入についての控除をしたのちの認定収入が、図表2の基準額を超える場合に、超過額の50パーセント相当分が、すべての学生に適用される基準による就学支援金から減額される。減額についての給付金と貸付金の割合は、「2 就学支援金の給付額と給付対象者」の「図表1 就学支援金支給額（適用年度：2006-2007年度）」において紹介している（減額前の）割合と同じである。

図表2 収入による就学支援金支給制限の基準額

算定対象の週数	フルタイム就学の場合	75%就学の場合	50%就学の場合
5	8万6843クローナ	8万9960クローナ	9万3017クローナ
10	7万4437	8万0650	8万6823
15	6万2031	7万1340	8万0630
20	4万9625	6万2031	7万4437
23	4万2181	5万6445	7万0721

[出所：CSN（2006a）の21頁。]

## 8 服役中の受刑者への就学支援金支給

服役中の受刑者が、通信教育などの方法で大学レベル以上の教育のために就学する場合には、就学支援金を受給できる。高等学校レベル以下の就学についての就学支援金の給付はない。CSN職員によると、大学の通信教育課程で就学した服役囚1名を担当した経験があるとのことであり、そのときの就学支援金は、教科書などの教材の購入費やスクーリングのための旅費と宿泊費などにあてるものとして支給されたとのことであった。<sup>10</sup>詳細については秘密保持ということで確かめることができなかった。

## 9 外国人と移民・難民への対応

### 外国人について

外国人が就学支援金支給を申請した場合は、最初に受給基本資格の有無についての審査がおこなわれ、受給基本資格を認められた者が、一定の基準にしたがってCSNによる就学支援金支給を受けることができる。本人が次のいずれかに該当する場合にこの基本資格が認められる。

- ① まず、スウェーデンに移住した主要理由が就学でなく、継続して2年間以上スウェーデンに居住していて、その間に少なくともパートタイムでの就労経験があるか、またはスウェーデンにおいてスウェーデン市民と2年以上の婚姻または同棲関係にある。これにくわえて永住許可証または5年以上有効のEU（ヨーロッパ連合）ないしEES（Europeiska Ekonomiska Samarbetsområdet, ヨーロッパ経済協力地域、EUにノルウェーとアイスランドとリヒテンシュタインをくわえた地域）の許可証を取得している。
- ② 20歳未満で、スウェーデンで在住・就労する親をもち、親と本人の在住許可が有効であり、かつ本人がスウェーデンに移住した主要理由が就学でない。
- ③ EUないしEESまたはスイスの市民である。これにくわえて、スウェーデンに移住した主要理由が就学でなく、連続して2年以上在住し、その間に少なくともパートタイムで就労している。
- ④ 北欧諸国（ノルウェーとデンマーク・アイスランド・フィンランド）の20歳以上の市民であり、スウェーデンへの移住の主要理由が就学ではなく、かつ連続して2年以上スウェーデンに在住し、その間に少なくともパートタイムで就労している。

なお、交換留学生など就学が主要理由で在住する者やスウェーデン以外の国からの就学

支援金やそれに相当する支援金（「奨学金」など）を受給している者は、就学支援金支給の対象にならない。

### 移民・難民について

移民と公式に認定された難民に対してもスウェーデン人に対するのと同等の就学支援金が支給される。

ちなみに2006年6月末までは、移民・難民に対しては個々の必要（スウェーデン語の基礎教育などの必要）に対応するための付加支給がなされていた。この制度が2006年6月末で廃止になった。「人間の権利」としての就学権を保障する、いいかえれば、たんに形を同じにするというのではなく実質的に平等に誰もがその果実を享受できる権利として保障し、個々の市民の生活背景や国籍による差別をなくすという立場からいうと、この制度変更は改悪変更である。

## 10 貸付金の返済

貸付開始時期によって返済方法がことなる。本稿では、2001年7月1日以降の貸付についての方法（調査時期の2006年8月から9月に貸付開始の分に適用）をとりあげる。

### 返済額と返済計画を決定する基本条件

返済額と返済計画を決定する基本条件は次の5点である。

- ◎ 負債額。
- ◎ 利息。物価などを勘案して、年度ごとに調整される。2006年の利率は2.3%。
- ◎ 完済予定年数。
- ◎ 年加算率。初年度の返済額に対して、年を経るごとに2%ずつ高くなる加算率。

### 返済方式と年返済額・最低基準額・返済期間および返済開始時期

返済は分割方式によるもので、年ごとに設定される年返済額分を毎年返済する。年返済額の最低基準額は、毎年算出される基礎額（国民の必需費用などの算定基準として毎年設定される額。2006年の基礎額は3万9700クローナ）の15%である。たとえば2006年から最低基準額での返済を開始した場合は、 $(3万9700 \times 0.15 =)$  5955クローナが初年度の返済額となる。2年目以降の返済額は、開始年の額に対して毎年2%ずつ高くなる加算率での加算がなされた金額になる。

ちなみに現行制度が施行された2001年7月1日より前に旧制度下で貸付を利用した者の場合は、利息を含めた返済総額を返済年数で均等割した額が毎年の返済額となっている。

返済期間は通常25年以内。ただし25年以内に60歳になる場合は、60歳になるまでの期間が返済期間となる。60歳になった時点で経済的事情により完済ができない場合は、68歳になるまでの期間内に残額の分割返済をする。また負債額が少ない場合は25年より短い期間内に完済することになる。

たとえば5万クローナ（約1年分の就学に対する貸付金額）を借りた人が2006年から返

済を開始すると、初年度の年返済額は5955クローナで、2年目からは初年度返済額に毎年漸増する加算率による加算をたした額が年返済額となり、返済年数は概算で9年となる。最終年には残りの端額を返済する。

返済開始時期は、最終の就学支援金（給付金または貸付金）を受給してから6か月後となる。ただし返済者の事情により、CSNがやむを得ないと判断した場合には遅らせることができる。

### 返済義務の免除と猶予

高齢者と死亡者・低所得者および特別な理由のある者について返済義務が免除ないし猶予される。

#### 〔高齢者〕

68歳になった時点で未返済金がある場合、直近の3年間の返済をしていることを条件に、残額は免除となる。この3年間の返済がとどこうっている場合は、70歳になるまでに、その間の分の返済を要求される。

#### 〔死亡者〕

死亡した場合は、その時点で残っている債務のすべてが免除される。

#### 〔低所得者〕

収入が、基礎額や本人の年齢をもとに算出される基準額に満たない場合に、返済義務の全部または一部が猶予され、後に収入が増えたときに、返済期間の延長などの必要な対応をとって猶予期間中の分を返済する。たとえば2006年については、49歳未満で年収が3万9700クローナより少ない人は返済なし（返済額が0クローナ）となる。

#### 〔特別な理由のある者〕

返済を困難にする特別な理由があることを本人が説明して免除申請をし、それをCSNが認めた場合に返済義務が免除される（認められないときは不服申し立てができる）。「特別な理由」の例としてはプロのゼロ奏者になるべく音楽大学で学んでいた人が事故で指が使えなくなったというようなことを想定できる。こうした場合、音楽大学での就学によって身につけたゼロ奏者としての職能を収入に結びつけて生かすことが不可能または極めて困難と判断されると、音楽大学での就学のための貸付金の返済義務が免除される。<sup>11</sup>

### 〔むすび〕として…CSNによる就学支援金支給の特長

以上、スウェーデンにおける就学費保障のための中核機関であるCSNの事業を、大学生を対象とした就学支援金の支給と返済についてのサービスに焦点をあてて紹介した。日本の大学で学ぶには高額な授業料（比較的学費の安い「文系」でも、私学であれば年に100万円を超え、国立でも50万円余りかかる）と入学金を払わなければならないのに対して、スウェーデンではどの大学でも授業料は無料で、もちろん入学金もない。これは高等学校など大学以外の国が認可した、公立・私立を含むあらゆる公共教育機関についても同様である。たとえば私立の基礎学校（日本の小中学校に相当する学校）も認可の条件の一つが授業料を徴収しないことで、学生数に応じた費用負担が国によってなされる。これに

くわえて、教育機会の平等を個々の経済状況に左右されることなく人権として保障するための制度としての就学支援金制度がある。この制度による支援実施の第一線機関がCSNである。

こうした事実の概要を、10年ほど前にスウェーデン人の友人からの教えで始めて知ったとき、正直言って筆者自身も、そこまでやるかと驚いた。そうした自分の反応を見て、それまでの無知と発想の貧困さ、「教育機会の平等」を実現するための具体的制度構想をもたずに、「教育機会の平等」をめざしているつもりになっていた軽薄さを思いしらされた。その反省に立ってスウェーデンの就学費保障制度の研究に着手し、そのための第1次現地調査を今年の8月から9月にかけて実施した。本稿は、その第1次報告である。

最後に、今回の調査、特にCSNの職員および就学金支給制度を利用する学生との聞き取りと議論を通して、筆者なりに感じとった、CSNによる支援の特長について大きくまとめて書き、「むすび」とする。

CSNによる支援の一番の特長は、特別な経済力や才能をもつ人や、「がんばる」人としてではなく、ただの人間として生き、学ぶ市民の暮らし、いいかえれば「(ただの)人間の暮らし」における「人間の都合」を第一に尊重・考慮し、支援しようとする職員の姿勢と組織の空気があり、CSNが運用する就学支援金制度自体も、限界はあるものの、そうした空気や姿勢にみあったものになっていることである。こうした制度とCSNが生まれ、維持されているということは、上の姿勢と空気を支持する市民意識がCSNを含むスウェーデン社会に生まれ広まり熟成してきたということでもあると筆者は考える。

たとえば、就学前は就労していて、一定以上の収入を得ていた人については、急に学生レベルの収入での生活に移行するのはきついという配慮から、基準より多めの貸付金の利用が認められる。また、プロのゼロ奏者になるべく音楽大学で就学していた人が事故で指が使えなくなったような場合には、返済が困難になるのが当たり前ということで貸付金の返済義務が免除される。このように、特別な財力や才能や体力・気力をもつ「特別な人」ではない、「(ただの)人間」のごく当たり前のありようや必要を念頭において規則がつけられていて、それが個々の事情に応じたかたちで運用されている。そしてなによりも、もっとも明白な「人間の都合」の一つである経済的都合を考慮して、対応していることである。これは就学支援金支給制度（特定の人を対象に奨学金を支給するための「奨学金制度」ではない）の出発点である。そうした考慮・対応の必要性の認識がなければ制度を構想しようという発想すら出てこないし、CSNも存在しない。また、その認識が党派をこえた広まりをもちえていなかったら、制度の全廃も対立政党間議論の対象にもなりうるが、現状ではそうっていない。

もちろん「すべてよし」というのではない。たとえば、移民・難民の特別な事情（スウェーデン語の基礎の習得が必要など）を考慮して、支援金支給対象期間を長くする制度が2006年6月末をもって廃止になった。ある部分で費用節減の論理が「人間の都合」の考慮よりも優先されてしまったということである。2006年9月に行われた全国統一選挙では、福祉部門の支出削減をめざす穏健党が中心の連立政権が誕生し、教育休暇制度が廃止になることが決まった。

こうした政策変更について、筆者が聞き取りをしたCSNの職員はいずれも反対である。制度変更の動きを批判する市民の意見も報道されている。「人間の都合」を優先しようという考えは、まだ人びとのあいだに生きている。また、「福祉支出の節減」を主張する新政権も、大学を含むあらゆる段階の公共教育機関における授業料を無料とする制度の変更は今のところはめざしていない。就学支援金支給制度の継続は確実である。党派を超えた社会常識として、小学校から大学にいたるまでのあらゆる教育段階において、個々の経済状況に左右されずに誰もが教育機会を平等に得られるようにすべきだという考え、授業料その他の就学生活のためのさまざまな費用を払える、あるいは家族などに払ってもらえる人だけが有利になるような教育制度（教育機会についての「貧富の差」という不平等）をもたらす教育制度はよくないという規範と、そうした不平等を無くす責任が国にあるという考えがスウェーデン社会には根付いているようだ。さらに、労働組合など、民間団体による対象を限定した就学資金支給制度もあることが今回の調査でわかった。今後、これについても究明し、社会としての就学費保障の仕組みのより包括的な理解をめざしたい。

#### 注

- 1 二文字理明・田辺昌吾（2005）127頁。
- 2 Swedish Institute（2004）。
- 3 『毎日新聞』（2006年7月29日・夕刊）による。
- 4 《機能障害》とは、見る、聞く、食べる、消化する、排泄する、身体を動かす、読む、話す、記憶する、計算する、適切に休息するなど心身の機能にかかわる制限のことである。
- 5 CSNのホームページcsn.sen（2006）による。
- 6 同上。
- 7 CSN Eskilstuna事務所職員Michael Backman氏からの聞き取り（2006年8月24日にEskilstuna CSN事務所にて）による。
- 8 CSN Eskilstuna事務所職員Michael Backman氏からの2006年12月13日付けEメール連絡による。
- 9 CSN Eskilstuna事務所職員Gloria Morais氏からの2006年11月22日付けEメール連絡による。
- 10 7と同じ。
- 11 7と同じ。

#### 参考文献

〔日本語の文献（あいうえお順）〕

二文字理明・伊藤正純（2002）『スウェーデンの個性重視社会』桜井書店。

二文字理明・田辺昌吾（2005）「スウェーデンの「学校教育法」の翻訳と解題」『発達人間学論叢』第9号、大阪教育大学発達人間学講座。

二文字理明〔編訳〕（1988）『スウェーデンの障害者政策（法律・報告書）：21世紀への福祉改革の思想』現代書館。

橋本義郎〔編著〕（2006）『「人間の共生」をめざして：〈インクルージョン〉の福祉学』。

マグヌソン、コニーとヒルド＝ロレンツイ〔著〕橋本義郎〔訳〕（2002）『機能障害をもつ人の余暇：スウェーデンのレクリエーション』明石書店。

〔スウェーデン語とアングル語（英語）の文献（ABC順）〕

CSN（2006a）*Studiemedelsguiden 2006*, CSN.

CSN（2006b）*Att Betala Tillbaka Annuitetslån: information om regler för betalning av lån tagna efter den 30 juni 2001 2006*, CSN.

スウェーデンの大学における就学費保障：中央就学支援委員会（略称：CSN）による就学支援金支給事業の概要

Eskilstuna Kommun（2006）*Välkommen till barnomsorge i Eskilstuna*, Eskilstuna Kommun.

Swedish Institute（2004）*Fact Sheet on Sweden: Higher Education in Sweden*, Swedish Institute.